



許可番号第00140005750号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道砂川市西二条北四丁目1番20号

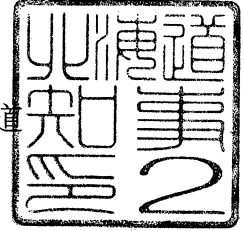
氏 名 環境サービス株式会社 代表取締役 中谷 数正

優

良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和7年(2025年)11月11日

許可の有効年月日 令和14年(2032年)11月10日

1. 事業の範囲

埋立(燃え殻、汚泥、廃油(タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、以上、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務がないものに限る。))であるものを含む。また、燃え殻、汚泥、鋳さい及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。)

破碎(廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類)、

天日乾燥(汚泥)、

破碎・溶融(廃プラスチック類)、

破碎・圧縮(廃プラスチック類)、

圧縮(廃プラスチック類、紙くず)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	安定型及び管理型最終処分場
設置場所	砂川市焼山317番、318番1、2、3、4、319番1、2、320番1、2、3、4、5
設置年月日	平成28年(2016年)10月14日
処理能力	30,600平方メートル 135,400立方メートル
許可年月日	平成27年(2015年)7月21日
許可番号	空環生第1061号

施設の種類	安定型及び管理型最終処分場
設置場所	砂川市焼山700番、701番、702番、703番、320番1、374番、375番1、376番、377番、378番1、378番2 砂川市北吉野337番1、337番2、337番3、337番4、337番5、414番、415番、416番1、416番2、1620番、1621番、1623番
設置年月日	令和5年(2023年)11月8日
処理能力	39,133平方メートル 246,744立方メートル
許可年月日	令和3年(2021年)11月1日
許可番号	空環生第2052号

(空知総合振興局)



(別紙1)

許可番号 第00140005750号
業者名 環境サービス株式会社

施設の種類 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くずの破碎施設
設置場所 ・砂川市焼山374番、375番1
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
設置年月日 平成14年(2002年)8月12日
処理能力 (廃プラスチック類)
163.2t/日(8時間) 20.4t/時間
(木くず)
480t/日(8時間) 60t/時間
(ゴムくず)
33.5t/日(8時間) 4.19t/時間
(金属くず)
723.2t/日(8時間) 90.4t/時間
許可年月日 平成14年(2002年)7月29日
許可番号 空環生第49-4号
施設の種類 がれき類の破碎施設
設置場所 砂川市焼山377番
設置年月日 平成6年(1994年)8月8日
処理能力 350t/日(8時間)
43.75t/時間
届出受理年月日 平成13年(2001年)5月1日
受付番号 空環生第240-52号
施設の種類 汚泥の天日乾燥施設
設置場所 砂川市焼山320番1
設置年月日 平成18年(2006年)4月1日
処理能力 16m³/日(24時間)
0.67m³/時間
施設の種類 廃プラスチック類の破碎・溶融施設
設置場所 砂川市焼山319番2
設置年月日 平成25年(2013年)10月29日
処理能力 0.16t/日(8時間) 0.02t/時間

施設の種類 廃プラスチック類の破碎・圧縮施設
設置場所 砂川市焼山319番2
設置年月日 平成26年(2014年)5月30日
処理能力 0.8t/日(8時間) 0.1t/時間
施設の種類 廃プラスチック類及び紙くずの圧縮施設
設置場所 砂川市焼山375番1
設置年月日 平成23年(2011年)10月13日
処理能力 (廃プラスチック類)
4.48t/日(8時間) 0.56t/時間
(紙くず)
5.12t/日(8時間) 0.64t/時間
施設の種類 廃プラスチック類、木くずの破碎施設
設置場所 ・砂川市焼山374番、375番1
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
設置年月日 平成31年(2019年)4月25日
処理能力 (廃プラスチック類)
203.2t/日(8時間) 25.4t/時間
(木くず)
320t/日(8時間) 40t/時間
許可年月日 平成31年(2019年)4月24日
許可番号 空環生第349号
施設の種類 廃プラスチック類の破碎・溶融施設
設置場所 砂川市焼山319番2
設置年月日 令和3年(2021年)4月8日
処理能力 0.40t/日(8時間) 0.05t/時間



(別紙2)

許可番号 第00140005750号
業 者 名 環境サービス株式会社

施設の種類 保管場所1
設置場所 砂川市焼山377番
面積 $1,200\text{m}^2$
種類

- ・がれき類。
- 保管上限 $2,944\text{m}^3$
高さ 4.0m

施設の種類 保管場所2
設置場所 砂川市焼山377番
面積 $1,600\text{m}^2$
種類

- ・がれき類 (コンクリート)。
- 保管上限 $4,500\text{m}^3$
高さ 7.5m

施設の種類 保管場所3
設置場所 砂川市焼山375番1
面積 150m^2
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 240m^3
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所4
設置場所 砂川市焼山375番1
面積 100m^2
種類

- ・木くず。
- 保管上限 160m^3
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所5
設置場所 砂川市焼山375番1
面積 2.5m^2
種類

- ・ゴムくず。
- 保管上限 2.6m^3
高さ 1.05m

施設の種類 保管場所6
設置場所 砂川市焼山374番
面積 450m^2
種類

- ・木くず。
- 保管上限 687.5m^3
高さ 2.5m

施設の種類 保管場所7
設置場所 砂川市焼山319番2
面積 21m^2
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 42m^3
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所8
設置場所 砂川市焼山319番2
面積 44m^2
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 88m^3
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所9
設置場所 砂川市焼山375番1
面積 100m^2
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 160m^3
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所10
設置場所 砂川市焼山377番
面積 206m^2
種類

- ・がれき類 (アスファルト)。
- 保管上限 257.5m^3
高さ 3.75m



(別紙3)

許可番号 第00140005750号
業者名 環境サービス株式会社

施設の種類 保管場所11
設置場所 砂川市焼山374番
面積 50m^2
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 100m^3
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所12
設置場所 砂川市焼山374番
面積 50m^2
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 100m^3
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所13
設置場所 砂川市焼山375番1
面積 8.16m^2
種類

- ・紙くず。
- 保管上限 13.06m^3
高さ 1.60m

施設の種類 保管場所14
設置場所 砂川市焼山374番
面積 150m^2
種類

- ・金属くず。
- 保管上限 207.66m^3
高さ 2.85m

3. 許可の条件

移動式がれき類等破碎施設

- ・施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書(別記様式3)を提出すること。
なお、施設の稼働によって、周辺の生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
- ・当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書(別記様式4)を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年(1995年)12月28日変更許可(埋立(自動車等破碎物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず))の追加。)

平成8年(1996年)10月16日許可の更新

平成10年(1998年)3月25日変更許可(破碎(木くず)の追加。)

平成13年(2001年)9月28日事業の一部廃止届出(焼却(ゴムくず、動物のふん尿、動物の死体)の削除。)

平成13年(2001年)10月29日許可の更新

平成14年(2002年)12月19日事業の一部廃止届出(焼却(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ)の削除。)

平成18年(2006年)11月9日更新時変更許可(破碎(廃プラスチック類、ゴムくず)の追加。)

平成23年(2011年)11月15日許可の更新

平成24年(2012年)7月31日変更許可(埋立(廃油(タールピッチ類に限る)、動物のふん尿、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの)の追加。)

平成26年(2014年)11月7日変更許可(破碎・溶融(廃プラスチック類)、破碎・圧縮(廃プラスチック類)、圧縮(廃プラスチック類)の追加。)

平成27年(2015年)12月22日変更許可(破碎(金属くず)、圧縮(紙くず)の追加。)

平成28年(2016年)11月11日許可の更新

令和3年(2021年)10月29日許可の更新

令和7年(2025年)11月11日許可の更新(申出により許可年月日を令和7年(2025年)11月11日とする。)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

令和7年(2025年)11月10日許可証交付

(空知総合振興局)